

人権まちづくり新聞



第30号
編集発行
枚方人権
まちづくり協会

枚方人権まちづくり協会総会開催

人権が尊重されるまち枚方に

六月二十五日、ラポールひらかたにおいて、枚方人権まちづくり協会の総会が行われました。

冒頭に上野精順理事長の挨拶があり、伏見隆枚方市長の代理として、山本宣茂市長公室次長の挨拶に続き、丹生真人市議会議長、谷元紀之教育委員会教育長職務代理者のメッセージが披露されました。



上野精順理事長

渡辺道男議長を選出後、二〇二三年度事業・活動決算の報告と、役員選考委員会から、役員候補者選出の報告があり、審議の後、可決されました。

ここでいったん総会は休憩、この間第一回理事会を開催し、上野理事が理事長として再任されました。

再開された総会では、二〇二四年度事業計画・活動予算について原案通り可決されました。

総会后、会員研修として、ヤングケアラがテーマの「夕焼け」と、ひきこもり・八〇五〇問題がテーマの「カンパニユラの夢」という二本のDVDを鑑賞しました。この作品から、全て

の人の人権や、一人ひとりの生き方が尊重される地域共生社会を考える機会になったのではないのでしょうか。

2024年度の主な事業（予定）

- ◆講座「生きること」（全4回の講座）
9月25日（水）、10月9日（水）、10月16日（水）、10月22日（火）
いずれも14時～ ラポールひらかた 大研修室
- ◆枚方市人権文化セミナー（講演会）11月7日（木）14時～
総合文化芸術センター別館 誠信建設工業メセナホール
寮 美千子さん（作家）
*奈良少年刑務所で10年にわたって「社会性涵養（かんよう）プログラム」の講師を担当されたことについてや、そこに携わるようになったきっかけ、子どもたちがどのように変わっていったのかなどをお話しいたします。
- ◆人権講演会（枚方市人権教育研究協議会との共催）
11月27日（水）15時～ 中川洋典さん（絵本作家）
総合文化芸術センター別館 誠信建設工業メセナホール
*絵本の制作を行うにあたり、実際に食肉市場を取材して、体験したことや感じたこと、人権学習の階段を一段ずつ歩んだお話しをしていただきます。
- ◆枚方市人権週間事業（講演会）12月6日（金）14時～
総合文化芸術センター 関西医大小ホール
木村 響子さん（NPO法人 リメンバーハナ代表）
*SNSによる誹謗中傷により最愛の娘である木村花さんを失い、その哀しみの中で花さんのためにできることはないかと考え、リメンバーハナを立ち上げ、誹謗中傷の被害者も加害者も減らすことを目標に、子どもたちへの授業や講演、絵本の読み聞かせなど、様々な啓発活動を積極的に行っておられます。

◇いずれも予定。詳細は広報ひらかたや協会のホームページでご案内。

枚方人権まちづくり協会の相談事業

- ＜人権まちづくり協会＞
サンプラザ1号館5F
TEL 072-844-8788
- ＜男女共生フロア・ウィル＞
サンプラザ3号館4F
TEL 072-843-5636
- 女性のための相談
【電話相談】
第3火 15:00-20:00
水 13:00-17:00
木 10:00-15:00
専用電話072-843-7860
- 【面接相談】※
水 13:00-16:10
第1木・第3火 16:00-19:30
第2・4・5木 13:40-16:50
金 10:00-13:50
- 【法律相談】※
第1木 17:20-19:50
第1土・第2金 13:20-15:50
第4火 10:20-12:50
- 男性のための電話相談
第1土 14:00-17:00
第3火 18:00-20:00
専用電話072-843-5730
- 【地域就労支援相談】※
月～水・金 9:00-17:30
- 【進路選択支援相談】※
火 13:00-17:00
18:00-20:00

※の相談は予約が必要です。それぞれの施設に電話で予約してください。

『人権』をジブンゴトにしませんか

「人権尊重のまちづくり条例」改正

枚方市は、お互いを思いやる心豊かな住みよいまちづくりを目指して「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を、二〇二四年三月に改正しました。

この条例は、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めるために、二〇〇四年に制定され、今回初めて改正されました。改正に当たっては、人権尊重のまちづくり審議会で審議され、コロナ禍における医療従事者等への偏見・差別をはじめ、この間のインターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチ、性的マイノリティへの差別など、人権問題の多様化・複雑化を踏まえた内容となっております。

▼前文の改正
人権侵害の例に、疾病や性的マイノリティ（性的指

向・性自認）を追加。

▼市民の役割

互いの人権尊重と、人権が尊重されるまちづくりを自らが担い手として推進するよう役割を位置づけ。

▼事業者の責務

人権尊重の視点に立って事業活動を行うよう責務として規定。

▼人権侵害行為の禁止

差別的言動、いじめ、虐待、プライバシー侵害、その他インターネットを通じて行われるものも含むあらゆる人権侵害行為を禁止し、市、事業者、市民が一体となり市全体で人権侵害行為の防止に努めることを規定。今回の見直しにより、人権侵害行為を許さない姿勢を示して一人ひとりが人権を自分事として捉え、お互いを思いやる、心豊かな人権が尊重されるまちづくり

のさらなる推進を目指しています。

人権侵害を受けたと感じたら、一人で悩まずに、家族や友人、枚方人権まちづくり協会の『人権なんでも相談』など、各種相談窓口等にご相談ください。条例改正の詳細は、枚方

市のホームページ（左記コード）をご参照ください。



◆シリーズ◆ 人権な街角

妊婦さんの心のケアを支援 「みつたま」

街角で妊婦さんやバギーに赤ちゃんを乗せて歩いている人を見かけると思わずエールを送りたくありません。

今回は、妊婦さんの産前・産後を支援している団体「みつたま」代表の伊東明子さんにお話を伺いました。



代表の伊東明子さん

支援を始めたきっかけは、ヨガの先輩と助産師のお話会に参加し、身体を動かすことの重要性を感じ感銘を受けられたことだそうです。これまで助産院や産婦人科にてマタニティヨガを担当され、六〇〇人以上の

妊婦さんとヨガをしてこられました。受講者から「陣痛がそんなに痛くなかった」「赤ちゃんがよく寝てくれ助かります」等、産後にメールをいただくこともあるそうです。「三つ子の魂百まで」ということわざがあります。大切な命を守り育てる妊婦さんの心のケアを支援し、根っこを太くするために、マインナス一歳からの子育ての大切さを伝えていきたいと語られました。

会員随時募集

枚方市を市民一人ひとりの人権が大切にされるまちへ（年会費1口 1000円から）

NPO法人枚方人権まちづくり協会

TEL:072-844-8788 FAX:072-844-8799